

## ○生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

(1) 生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)新旧対照表

現行		改正案	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
(1) 体育館 略		(1) 体育館 略	
(2) 武道館 略		(2) 武道館 略	
(3) グラウンド		(3) グラウンド	
名称	位置	名称	位置
生駒市生駒北スポーツセンター野球場	生駒市高山町166番地2	生駒市生駒北スポーツセンター野球場	生駒市高山町166番地2
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町166番地2	生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町166番地2
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町166番地2	生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町166番地2
		<u>生駒市北大和野球場</u>	<u>生駒市北大和3丁目5077番地</u>
		<u>生駒市北大和グラウンド</u>	<u>生駒市北大和3丁目5077番地</u>
生駒市小平尾南少年グラウンド	生駒市小平尾町1629番地	生駒市小平尾南少年グラウンド	生駒市小平尾町1629番地
生駒市井出山グラウンド	生駒市小平尾町957番地	生駒市井出山グラウンド	生駒市小平尾町957番地
(4) テニスコート 略		(4) テニスコート 略	
(5) プール 略		(5) プール 略	
別表第3(第8条関係)		別表第3(第8条関係)	
1 体育館 略		1 体育館 略	
2 武道館 略		2 武道館 略	
3 グラウンド		3 グラウンド	

区分		(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~19:00	(夜間) 17:00~21:00
生駒市 生駒北 スポーツ センター 野 球場	アマチュアス ポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市 生駒北 スポー ツセン ター ラウン ド	アマ チュ アス ポー ター グ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	
生駒市 生駒北 スポー ツセン ター ラウン ド ラン ニング	個人 使用	大人	1人につき1回 210円		
		小人	1人につき1回 100円		

  

区分		(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~19:00	(夜間) 17:00~21:00
生駒市 生駒北 スポー ツセン ター 野 球場	アマチュアス ポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市 生駒北 スポー ツセン ター ラウン ド	アマ チュ アス ポー ター グ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	
生駒市 生駒北 スポー ツセン ター ラウン ド ラン ニング	個人 使用	大人	1人につき1回 210円		
		小人	1人につき1回 100円		

トラック											
<u>むかい</u> <u>やま公</u> <u>園グラ</u> <u>ウンド</u>	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	510円	/	<u>生駒市</u> <u>北大和</u> <u>グラウ</u> <u>ンド</u> <u>むかい</u> <u>やま公</u> <u>園グラ</u> <u>ウンド</u>	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	510円	/
	アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円			アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円			指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
<u>生駒市</u> <u>井出山</u> <u>グラウ</u> <u>ンド</u>	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	/	1,640円	<u>生駒市</u> <u>北大和</u> <u>野球場</u> <u>生駒市</u> <u>井出山</u> <u>グラウ</u> <u>ンド</u>	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	/	1,640円
	アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円		アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円		指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
<u>イモ山</u> <u>公園グ</u> <u>ラウン</u> <u>ド</u> <u>生駒市</u> <u>総合公</u> <u>園グラ</u> <u>ラウン</u> <u>ド</u> <u>生駒市</u> <u>健民グ</u> <u>ラウン</u> <u>ド</u>	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	/	1,340円	<u>イモ山</u> <u>公園グ</u> <u>ラウン</u> <u>ド</u> <u>生駒市</u> <u>総合公</u> <u>園グラ</u> <u>ラウン</u> <u>ド</u> <u>生駒市</u> <u>健民グ</u> <u>ラウン</u> <u>ド</u>	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	/	1,340円
	アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円		アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円		指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円

生駒市 小平尾 南少年 グラウ ンド	アマチュアス ポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考 略

4 テニスコート 略

5 プール 略

6 相撲場 略

7 夜間照明

区分	金額
生駒市生駒北スポーツセ ンターグラウンド夜間照 明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市小平尾南少年グラ ウンド夜間照明	30分につき 310円 (ただし、単位時間に端数を生じたときは30分と みなす。)
生駒市井出山グラウンド 夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
イモ山公園グラウンド夜 間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園グラウン	1時間につき全点灯 4,940円

生駒市 小平尾 南少年 グラウ ンド	アマチュアス ポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考 略

4 テニスコート 略

5 プール 略

6 相撲場 略

7 夜間照明

区分	金額
生駒市生駒北スポーツセ ンターグラウンド夜間照 明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市北大和野球場夜間 照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円
生駒市小平尾南少年グラ ウンド夜間照明	30分につき 310円 (ただし、単位時間に端数を生じたときは30分と みなす。)
生駒市井出山グラウンド 夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
イモ山公園グラウンド夜 間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園グラウン	1時間につき全点灯 4,940円

ド夜間照明	1時間につき5割点灯 2,470円	ド夜間照明	1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市健民グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円	生駒市健民グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円	生駒市総合公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
生駒山麓公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円	生駒山麓公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
むかいやま公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円	むかいやま公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
備考 略		備考 略	
8 附属設備 略		8 附属設備 略	

(2) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成25年12月生駒市条例第41号)新旧対照表(附則第2項関係)

現行	改正案
<p>第8条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第3の1の表中「3,700円」を「3,770円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「510円」を「520円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「8,490円」を「8,640円」に、「31,110円」を「31,690円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「9,950円」を「10,130円」に、「36,480円」を「37,160円」に改め、別表第3の2の表中「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「10,970円」を「11,180円」に、「41,480円」を「42,250円」に改め、別表第3の3の表中「1,640円」を「1,680円」に、「620円」を「630円」に、「6,790円」を「6,910円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「24,890円」を「25,350円」に、「12,440円」を「12,680円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「510円」を「520円」に改め、別表</p>	<p>第8条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第3の1の表中「3,700円」を「3,770円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「510円」を「520円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「8,490円」を「8,640円」に、「31,110円」を「31,690円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「9,950円」を「10,130円」に、「36,480円」を「37,160円」に改め、別表第3の2の表中「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「10,970円」を「11,180円」に、「41,480円」を「42,250円」に改め、別表第3の3の表中「1,640円」を「1,680円」に、「620円」を「630円」に、「6,790円」を「6,910円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「24,890円」を「25,350円」に、「12,440円」を「12,680円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「510円」を「520円」に改め、別表</p>

第3の4の表中「1,230円」を「1,260円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「5,090円」を「5,190円」に、「18,670円」を「19,010円」に、「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「12,440円」を「12,680円」に改め、別表第3の5の表中「150円」を「160円」に改め、別表第3の6の表中「1,700円」を「1,730円」に、「6,220円」を「6,340円」に改め、別表第3の7の表中「4,940円」を「5,030円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「370円」を「380円」に、「360円」を「370円」に改める。

第3の4の表中「1,230円」を「1,260円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「5,090円」を「5,190円」に、「18,670円」を「19,010円」に、「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「12,440円」を「12,680円」に改め、別表第3の5の表中「150円」を「160円」に改め、別表第3の6の表中「1,700円」を「1,730円」に、「6,220円」を「6,340円」に改め、別表第3の7の表中「4,940円」を「5,030円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「370円」を「380円」に、「360円」を「370円」に改める。